

(お知らせ)

産業廃棄物の不法投棄等の状況（平成18年度）について

平成19年12月26日（水）

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室

直 通：03-5501-3157

室 長：牧谷 邦昭（内線 6881）

室長補佐：富田 悟（内線 6883）

専 門 官：寺井 仁史（内線 6883）

担 当：松野 一郎（内線 6883）

環境省では、毎年度、全国の都道府県及び政令市（以下「都道府県等」という。）の協力を得て、産業廃棄物の不法投棄や不適正処理について、①新たに確認された不法投棄の状況（フロー）及び②年度末時点の残存量等（ストック）について調査し、公表しています。今回、この2つについて、平成18年度に係る調査結果を取りまとめたので、お知らせします。結果の概要は次のとおりです。

- （1）平成18年度に新たに発覚した不法投棄の件数は554件（前年558件、▲4件）、不法投棄量は13.1万トン（同17.2万トン、▲4.1万トン）でした。
- （2）平成18年度末における不法投棄等の残存件数は2,774件（前年2,670件、+104件）、残存量の合計は1,565.3万トン（同1,567.3万トン、▲2.0万トン）でした。

1 平成18年度に発覚した産業廃棄物の不法投棄

この調査は、以下のア及びイの両方に該当する事案で、平成18年度（平成18年4月1日～平成19年3月31日の間）に発覚したものを対象としています。ただし、硫酸ピッチ事案、フェロシルト事案については、本調査の対象から除外しています。

ア 廃棄物処理法に規定する産業廃棄物であって、同法第16条に違反して不法投棄されたもの。

イ 1件当たりの投棄量が、10トン以上のもの。ただし、特別管理産業廃棄物を含む事案については、10トン未満のものも含めてすべて対象としました。

1-1 不法投棄の件数及び投棄量

平成18年度に新たに発覚した不法投棄の件数は554件、不法投棄量は13.1万トンでした。

（「1. 不法投棄件数及び投棄量」、「（参考1）不法投棄件数・投棄量（都道府県・政令市別、平成18年度）」及び「（参考2）不法投棄件数・投棄量の推移（都道府県

別、平成10～平成18年度)」参照)

1-2 大規模な事案の状況

- (1) 投棄量5,000トン以上の大規模事案は4件で、全体の投棄件数(554件)の0.7%となっています。
- (2) この大規模事案4件の投棄量の合計は2.7万トンで、全体の投棄量(13.1万トン)の20.8%を占めます。
(「2. 規模別不法投棄件数」、「3. 規模別不法投棄量」及び「(参考3) 平成18年度大規模事案の概要」参照)

1-3 実行者別の状況

- (1) 不法投棄の実行者の内訳を見ると、件数では、排出事業者が271件(48.9%)、実行者不明が148件(26.7%)、無許可の産廃処理業者(無許可業者)が63件(11.4%)、産業廃棄物許可業者(許可業者)が58件(10.5%)と多くなっています。
- (2) 投棄量では、排出事業者が4.8万トン(36.4%)、許可業者が3.5万トン(26.6%)、複数によるものが2.6万トン(19.9%)、実行者不明が1.2万トン(9.1%)、無許可業者が1.0万トン(8.0%)と多くなっています。
(「4. 不法投棄実行者の内訳」参照)

1-4 不法投棄廃棄物の種類

- (1) 不法投棄された廃棄物の種類は、件数で見ると、建設系廃棄物が402件(がれき241件、建設系木くず74件、建設混合廃棄物56件等)と多く、全体(554件)の72.6%を占めています。
- (2) 投棄量で見ると、建設系廃棄物が8.9万トン(がれき4.4万トン、建設混合廃棄物2.7万トン、建設系汚泥0.9万トン等)と多く、全体(13.1万トン)の68.0%を占めています。
(「5-1. 不法投棄廃棄物の種類」及び「5-2. 不法投棄廃棄物の種類」参照)

1-5 生活環境保全上の支障除去等の状況

平成18年度に新たに確認された不法投棄事案のうち、当該年度(平成18年度)中に支障除去等に着手されたものは、全不法投棄件数554件のうち424件(76.5%)でした。

(「6. 支障除去等の状況」、「7-1. 支障の除去未着手の産業廃棄物の種類」及び「7-2. 支障の除去未着手の産業廃棄物の種類」参照)

2 平成18年度末の時点で残存している産業廃棄物の不法投棄及び不適正処理(以下「不法投棄等」という。)事案

この調査は、以下のア及びイの両方に該当する事案で、平成18年度末(平成19年3月31日)時点で残存しているものを対象としています(硫酸ピッチ事案、フェロシルト事案を除く)。

ア 廃棄物処理法に規定する産業廃棄物であって、同法第12条第1項に規定する産業廃棄物処理基準若しくは第12条の2第1項に規定する特別管理産業廃棄物処理基準に適合しない処分（不適正処理）が行われたもの又は同法第16条に違反して投棄（不法投棄）されたもの。

イ 1件当たりの残存量が、平成19年3月31日（平成18年度末）時点で10トン以上のもの。ただし、特別管理産業廃棄物を含む事案については10トン未満を含めてすべて対象とします。

2-1 平成18年度末における不法投棄等事案の残存件数及び残存量

平成18年度末における不法投棄等の残存件数は2,774件、残存量の合計は1,565.3万トンでした。

（「8. 規模別の残存件数と残存量（平成18年度末時点）」、「（参考4）不法投棄等の残存件数及び残存量（都道府県・政令市別、平成18年度末時点）」及び「（参考5）不法投棄等の残存件数及び残存量（市町村別、平成18年度末時点）」参照）

2-2 大規模な事案の状況

5,000トン以上の残存事案は337件（全体の12.1%）、残存量は1,425.0万トン（同 96.2%）となっています。

（「8. 規模別の残存件数と残存量（平成18年度末時点）」参照）

2-3 実行者別の状況

残存事案の実行者の内訳を見ると、残存件数では、排出事業者によるものが1,054件（38.0%）、実行者不明のものが688件（24.8%）、無許可業者によるものが649件（23.4%）と多くなっています。

残存量では、許可業者によるものが811.6万トン（51.8%）、無許可業者によるものが398.1万トン（25.4%）、排出事業者によるものが179.4万トン（11.5%）と多くなっています。

（「9. 不法投棄等の実行者（平成18年度末時点）」参照）

2-4 不法投棄等廃棄物の種類

残存事案の廃棄物の種類を見ると、残存件数では建設系廃棄物が1,922件と全体の69.3%を占め、残存量では1,004.7万トンと全体の64.2%を占めます。

（「10-1. 不法投棄等された廃棄物の種類別残存件数と残存量（平成18年度末時点）」及び「10-2. 不法投棄等された廃棄物の種類別残存件数と残存量（平成18年度末時点）」参照）

2-5 発覚時期別の状況

残存事案の発覚時期の内訳を見ると、件数では、平成18年度に発覚したものが431件

(15.5%)、平成17年度に発覚したものが364件(13.1%)、平成16年度に発覚したものが325件(11.7%)と多くなっています。

また、残存量では、平成10年度に発覚したものが330.2万トン(21.1%)、平成11年度に発覚したものが270.1万トン(17.3%)、平成5年度に発覚したものが168.0万トン(10.7%)と多くなっています。

(「11-1. 不法投棄等事案の発覚時期別残存件数と残存量(平成18年度末時点)」及び「11-2. 不法投棄等事案の発覚時期別残存件数と残存量(平成18年度末時点)」参照)

2-6 生活環境保全上の支障除去等の状況

生活環境保全上の支障の除去等を行うため、原因者等に対して措置命令が発出されたものは95件(819.6万トン)あり、このうち16件(406.4万トン)については行政代執行が着手されるなど、対策が進められています。

(「12. 措置命令の発出状況(平成18年度末時点)」参照)

(注)不法投棄等事案については、その一義的な責任が投棄者及び不適正な委託をした排出事業者等にあることから、生活環境保全上の支障の除去については、これらの原因者等により行われることが基本ですが、原因者等が不明又は資力がないなどの理由により、行政代執行が行われる場合があります。

3 環境省の取組み

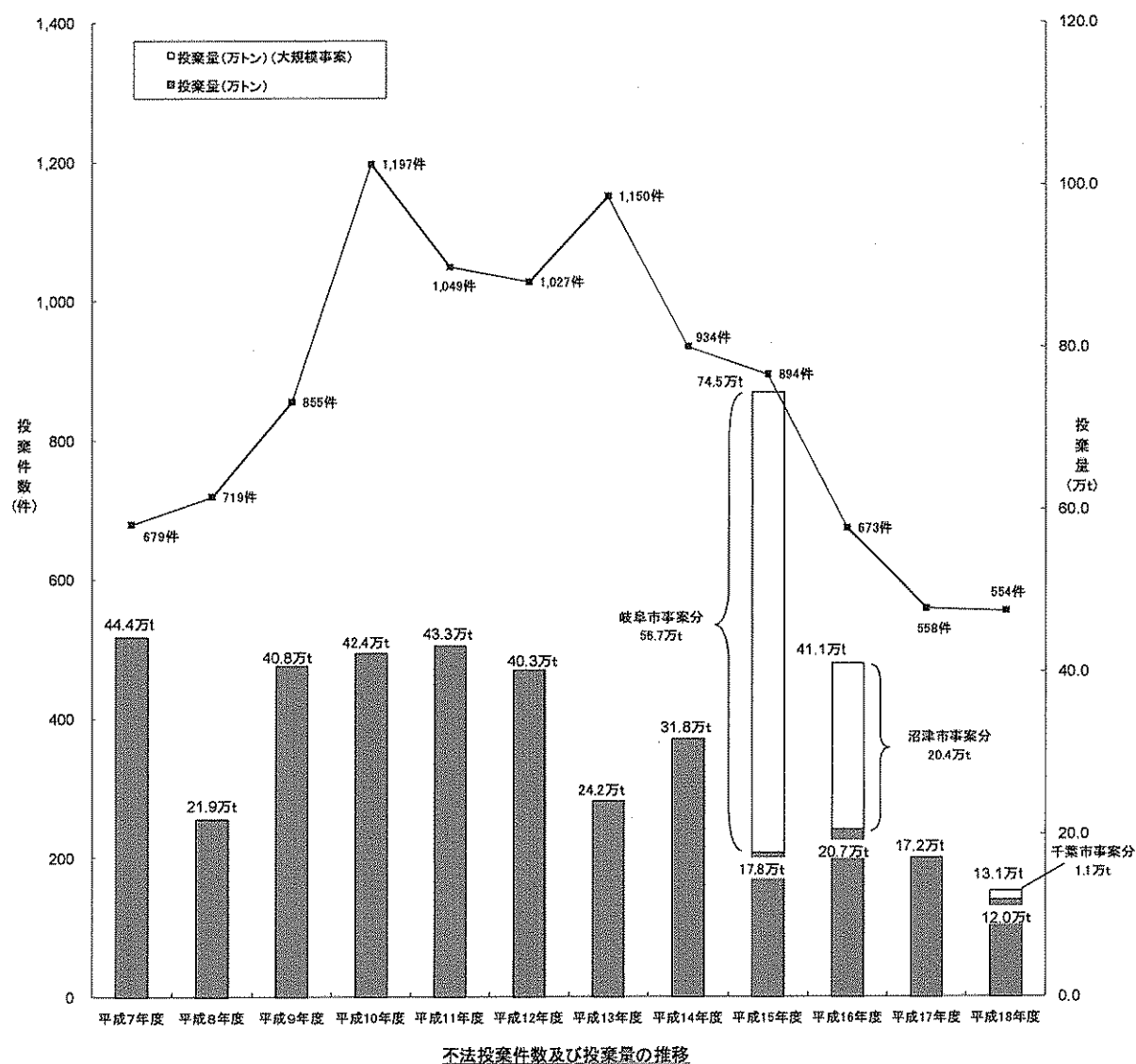
不法投棄対策として、種々の施策が講じられてきており、新規発覚の件数及び投棄量は減少傾向にあります。依然として不法投棄の撲滅には至っていません。また、残存件数及び残存量は概ね横ばい状況にあります。

環境省においては、不法投棄を防止するため、廃棄物処理法の改正による不法投棄の罰則強化、マニフェスト制度の強化、排出事業者の責任強化、不法投棄目的罰の創設等を行ってきました。さらに、未然防止対策の強化を図るため、平成19年度からは5月30日から6月5日までを「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」として設定し、国、自治体等が連携した監視活動等を進めているところです。

また、不法投棄等事案による生活環境保全上の支障の除去を促進するため、産業廃棄物適正処理推進センターの基金による都道府県等の代執行経費の支援を行っているところです。

1. 不法投棄件数及び投棄量

	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
投案件数(件)	679	719	855	1,197	1,049	1,027	1,150	934	894	673	558	554
投棄量(万トン)	44.4	21.9	40.8	42.4	43.3	40.3	24.2	31.8	74.5	41.1	17.2	13.1



注)1 投案件数及び投棄量は、都道府県及び保健所設置市が把握した産業廃棄物の不法投棄のうち、1件当りの投棄量が10t以上の事案(ただし特別管理産業廃棄物を含む事案はすべて)を集計対象とした。

2 上記グラフの通り、岐阜市事案は平成15年度に、沼津市事案は平成16年度に発覚したが、不適正処分はそれ以前より数年にわたって行われた結果、当該年度に大規模事案として発覚した。平成18年度の千葉市事案は、それ以前に発覚したものを当該年度に大規模事案として集計した。

3 平成18年度の千葉市事案は、平成10年度に発覚していたが環境省への報告がされていなかったもの。

(参考1) 不法投棄件数・投棄量(都道府県・政令市別、平成18年度)

都道府県・政令市名	件数	量(トン)
北海道	25	10,590
北海道	25	10,590
旭川市	0	0
札幌市	0	0
函館市	0	0
青森県	17	9,295
青森県	15	7,245
青森市	2	2,050
岩手県	13	3,479
宮城県	2	181
宮城県	2	181
仙台市	0	0
秋田県	0	0
秋田県	0	0
秋田市	0	0
山形県	0	0
福島県	24	3,796
福島県	24	3,796
郡山市	0	0
いわき市	0	0
茨城県	59	10,924
栃木県	39	4,393
栃木県	39	4,393
宇都宮市	0	0
群馬県	20	491
埼玉県	1	66
埼玉県	1	66
さいたま市	0	0
川越市	0	0
千葉県	79	23,861
千葉県	72	7,373
千葉市	7	16,487
船橋市	0	0
東京都	0	0
神奈川県	2	4,791
神奈川県	1	15
横浜市	1	4,776
川崎市	0	0
横浜須賀市	0	0
相模原市	0	0
新潟県	18	4,191
新潟県	18	4,191
新潟市	0	0
富山県	0	0
富山県	0	0
富山市	0	0
石川県	11	2,152
石川県	9	2,118
金沢市	2	34
福井県	3	2,184
山梨県	2	140
長野県	2	85
長野県	2	85
長野市	0	0
岐阜県	1	238
岐阜県	1	238
岐阜市	0	0
静岡県	10	1,989
静岡県	8	669
静岡市	0	0
浜松市	2	1,320
愛知県	4	7,770
愛知県	0	0
名古屋市	0	0
豊田市	3	1,988
豊橋市	0	0
岡崎市	1	5,782
三重県	6	130
滋賀県	11	600

都道府県・政令市名	件数	量(トン)
京都府	3	354
京都府	3	354
京都市	0	0
大阪府	1	1,000
大阪府	1	1,000
大阪市	0	0
堺市	0	0
東大阪市	0	0
高槻市	0	0
兵庫県	18	5,073
兵庫県	15	2,755
神戸市	3	2,318
姫路市	0	0
尼崎市	0	0
西宮市	0	0
奈良県	14	5,845
奈良県	12	5,516
奈良市	2	329
和歌山県	5	846
和歌山県	5	846
和歌山市	0	0
鳥取県	7	956
島根県	4	100
岡山県	12	1,069
岡山県	8	300
岡山市	3	597
倉敷市	1	172
広島県	5	959
広島県	4	573
広島市	0	0
呉市	0	0
福山市	1	386
山口県	0	0
山口県	0	0
下関市	0	0
徳島県	2	200
香川県	1	211
香川県	1	211
高松市	0	0
愛媛県	14	991
愛媛県	9	338
松山市	5	653
高知県	5	513
高知県	4	198
高知市	1	315
福岡県	4	265
福岡県	2	171
福岡市	0	0
北九州市	2	94
大牟田市	0	0
佐賀県	3	760
長崎県	16	634
長崎県	16	634
長崎市	0	0
佐世保市	0	0
熊本県	18	2,035
熊本県	18	2,035
熊本市	0	0
大分県	3	50
大分県	3	50
大分市	0	0
宮崎県	43	16,616
宮崎県	38	16,462
宮崎市	5	154
鹿児島県	21	1,011
鹿児島県	21	1,011
鹿児島市	0	0
沖縄県	6	401
計	554	131,233

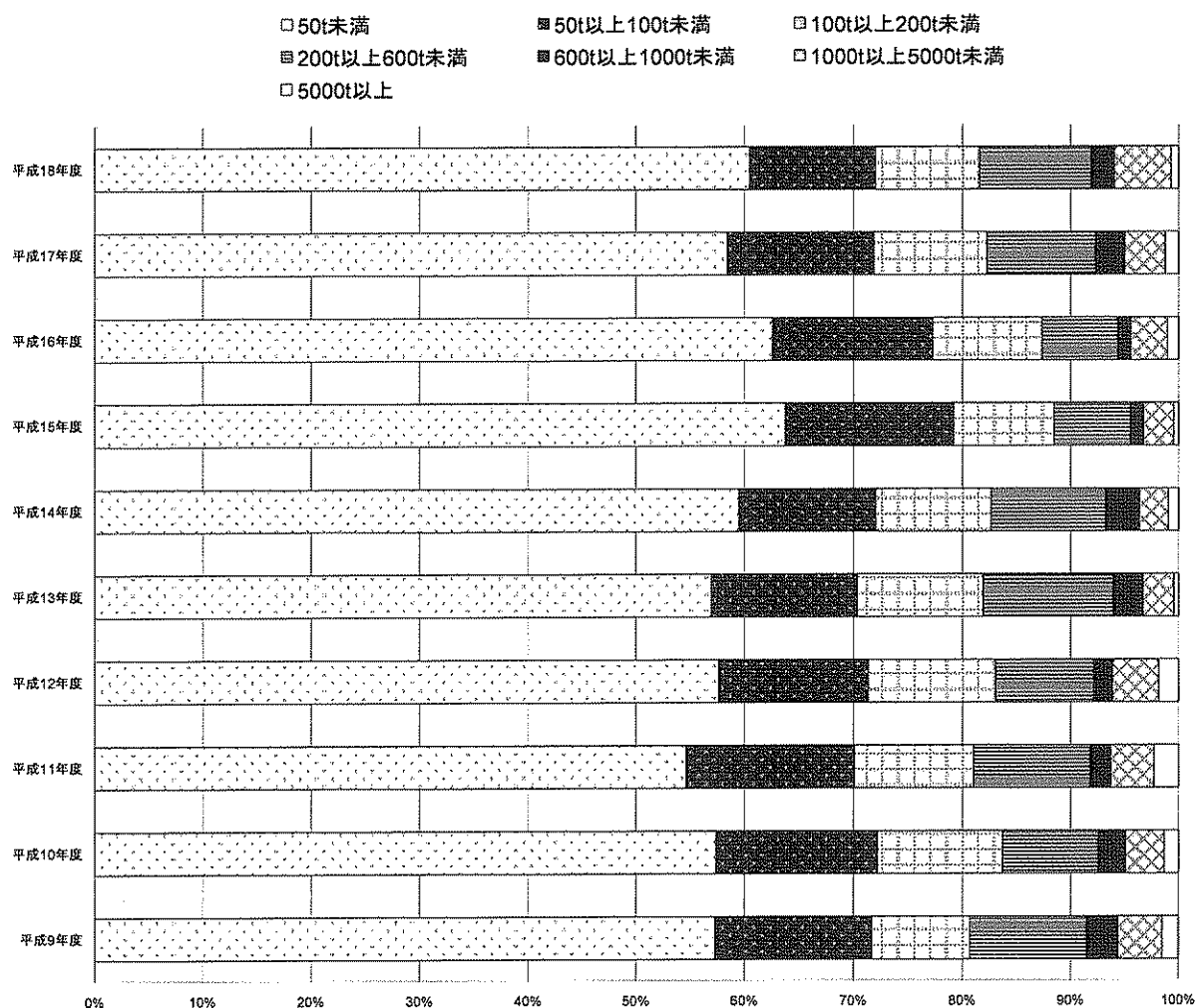
(参考2) 不法投棄件数・投棄量の推移(都道府県別、平成10～平成18年度)

都道府県名	平成10年度		平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度	
	件数	投棄量(t)	件数	投棄量(t)	件数	投棄量(t)	件数	投棄量(t)	件数	投棄量(t)	件数	投棄量(t)	件数	投棄量(t)	件数	投棄量(t)	件数	投棄量(t)
北海道	44	21,755	35	14,632	41	11,759	31	3,345	25	28,961	19	2,363	17	1,341	23	14,344	25	10,590
青森県	45	3,860	54	18,498	36	14,495	39	3,732	40	7,618	42	5,564	30	3,921	16	2,957	17	9,295
岩手県	1	828	7	8,782	9	2,049	7	36,481	5	1,724	10	11,701	27	4,837	17	8,155	13	3,479
宮城県	20	3,245	16	3,044	8	3,927	16	2,892	9	11,316	16	58,134	9	3,002	5	1,358	2	181
秋田県	6	1,482	12	1,021	12	731	5	494	4	323	3	388	2	45	0	0	0	0
山形県	12	615	16	804	8	16,953	7	826	4	261	5	320	1	150	2	134	0	0
福島県	54	3,410	20	1,637	24	3,043	14	7,178	17	3,612	33	2,441	25	1,390	15	796	24	3,796
茨城県	150	35,509	92	17,632	106	69,150	165	25,501	159	21,568	126	11,218	123	72,022	101	15,564	59	10,924
栃木県	68	142,605	32	5,617	30	2,216	29	3,008	53	6,159	27	7,545	40	17,567	25	6,794	39	4,393
群馬県	18	3,065	11	4,107	10	597	51	8,499	40	4,277	45	6,850	26	13,766	37	1,108	20	491
埼玉県	11	9,348	3	810	3	43	12	454	13	1,040	1	13	1	800	1	27	1	66
千葉県	45	37,904	76	179,543	93	121,404	270	47,731	150	35,007	191	11,712	92	9,275	73	26,294	79	23,861
東京都	1	0	0	0	0	0	0	0	2	30	0	0	0	0	0	0	0	0
神奈川県	5	465	3	101	0	0	1	170	2	120	1	10	0	0	5	418	2	4,791
新潟県	10	786	25	7,891	47	6,424	28	2,429	26	1,434	26	3,613	17	3,526	5	1,341	18	4,191
富山県	6	426	3	176	2	157	2	106	1	150	3	130	0	0	4	160	0	0
石川県	17	2,390	9	2,985	8	717	14	4,878	6	644	6	7,187	3	1,090	10	1,924	11	2,152
福井県	0	0	3	99	2	546	3	926	5	1,098	8	225	9	414	3	218	3	2,184
山梨県	13	859	13	1,521	1	150	8	398	2	192	6	3,098	4	778	2	20	2	140
長野県	2	305	9	4,052	19	9,751	12	2,025	8	3,111	1	41	1	25	1	20	2	85
岐阜県	6	804	4	234	7	925	3	75	2	752	10	567,272	2	70	3	33,500	1	238
静岡県	13	2,347	11	8,659	18	4,392	12	2,163	12	1,651	10	389	4	204,533	6	1,961	10	1,989
愛知県	8	19,992	13	2,108	5	33,576	8	2,585	7	20,201	11	687	4	10,613	1	60	4	7,770
三重県	4	8,971	9	691	14	23,215	15	977	24	6,124	27	6,766	20	2,608	11	898	6	130
滋賀県	66	34,345	28	2,000	24	3,080	9	590	4	174	12	455	7	4,722	8	282	11	600
京都府	12	812	13	26,374	26	10,222	52	24,773	22	8,895	21	5,367	5	2,201	5	1,261	3	354
大阪府	0	0	8	166	7	247	8	8,257	7	3,169	0	0	3	45	1	700	1	1,000
兵庫県	11	1,574	17	6,571	12	20,715	17	19,759	14	9,953	11	3,677	7	443	12	14,607	18	5,073
奈良県	3	344	3	275	2	77	5	515	3	40	9	1,183	24	10,333	10	1,160	14	5,845
和歌山県	8	1,581	23	1,091	26	8,970	11	4,360	14	7,202	2	36	8	853	10	418	5	846
鳥取県	12	506	3	110	12	378	13	888	2	194	8	258	3	57	2	23	7	956
島根県	4	2,258	4	267	6	216	11	953	11	4,236	5	647	1	0	2	87	4	100
岡山県	11	660	19	4,332	14	1,203	10	1,819	20	3,830	21	972	21	992	10	625	12	1,069
広島県	10	2,450	15	1,308	9	993	7	625	5	584	8	1,839	1	12	8	1,598	5	959
山口県	2	333	5	241	10	1,021	3	838	4	21,641	6	309	1	13	1	2,140	0	0
徳島県	31	2,422	10	285	9	3,045	3	1,458	6	1,123	3	43	2	147	5	580	2	200
香川県	1	16,014	15	1,393	18	1,340	8	679	4	123	10	886	8	505	6	207	1	211
愛媛県	12	1,880	18	51,889	18	5,013	14	224	10	1,064	5	1,137	5	30,865	10	17,844	14	991
高知県	4	761	7	262	6	153	11	1,771	17	507	19	1,102	13	252	5	167	5	513
福岡県	29	1,421	40	7,866	27	1,426	24	4,748	15	1,646	8	826	4	412	5	887	4	265
佐賀県	13	1,043	11	1,753	13	579	8	2,382	6	496	0	0	2	54	2	1,037	3	760
長崎県	139	9,508	135	12,097	126	5,129	56	3,465	37	2,358	30	2,931	29	1,713	22	1,244	16	634
熊本県	60	2,696	36	3,725	18	1,216	19	1,889	29	25,511	44	7,332	17	1,755	9	1,500	18	2,035
大分県	44	7,849	36	5,546	18	3,876	21	782	33	4,184	3	122	4	139	5	1,434	3	50
宮崎県	19	4,434	8	2,357	20	1,972	27	1,583	11	446	7	117	28	1,886	38	2,652	43	16,616
鹿児島県	100	7,224	81	7,303	75	4,191	52	1,950	29	1,153	27	3,314	22	1,627	11	1,019	21	1,011
沖縄県	47	23,213	38	11,437	28	2,013	9	496	15	61,283	8	4,759	1	24	5	2,745	6	401
合計	1,197	424,300	1,049	433,293	1,027	403,274	1,150	241,676	934	318,181	894	744,978	673	410,824	558	172,179	554	131,233

2. 規模別不法投棄件数

投棄規模	平成9年度		平成10年度		平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度	
	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
50t未満	490	57.3	687	57.4	573	54.6	592	57.6	655	57.0	556	59.5	570	63.8	421	62.6	326	58.4	335	60.5
50t以上100t未満	123	14.4	177	14.8	162	15.4	141	13.7	154	13.4	117	12.5	138	15.4	99	14.7	75	13.4	64	11.6
100t以上200t未満	77	9.0	138	11.5	115	11.0	120	11.7	133	11.6	99	10.6	83	9.3	68	10.1	58	10.4	53	9.6
200t以上600t未満	92	10.8	105	8.9	113	10.8	93	9.1	138	12.0	99	10.6	63	7.0	47	7.0	56	10.0	57	10.3
600t以上1000t未満	25	2.9	30	2.5	20	1.9	18	1.8	32	2.8	29	3.1	11	1.2	8	1.2	15	2.7	12	2.2
1000t以上5000t未満	35	4.1	43	3.6	42	4.0	44	4.3	33	2.9	25	2.7	25	2.8	23	3.4	21	3.8	29	5.2
5000t以上	13	1.5	16	1.3	24	2.3	19	1.9	5	0.4	9	1.0	4	0.4	7	1.0	7	1.3	4	0.7
合 計	855	100.0	1,197	100.0	1,049	100.0	1,027	100.0	1,150	100.0	934	100.0	894	100.0	673	100.0	558	100.0	554	100.0

規模別不法投棄件数の推移

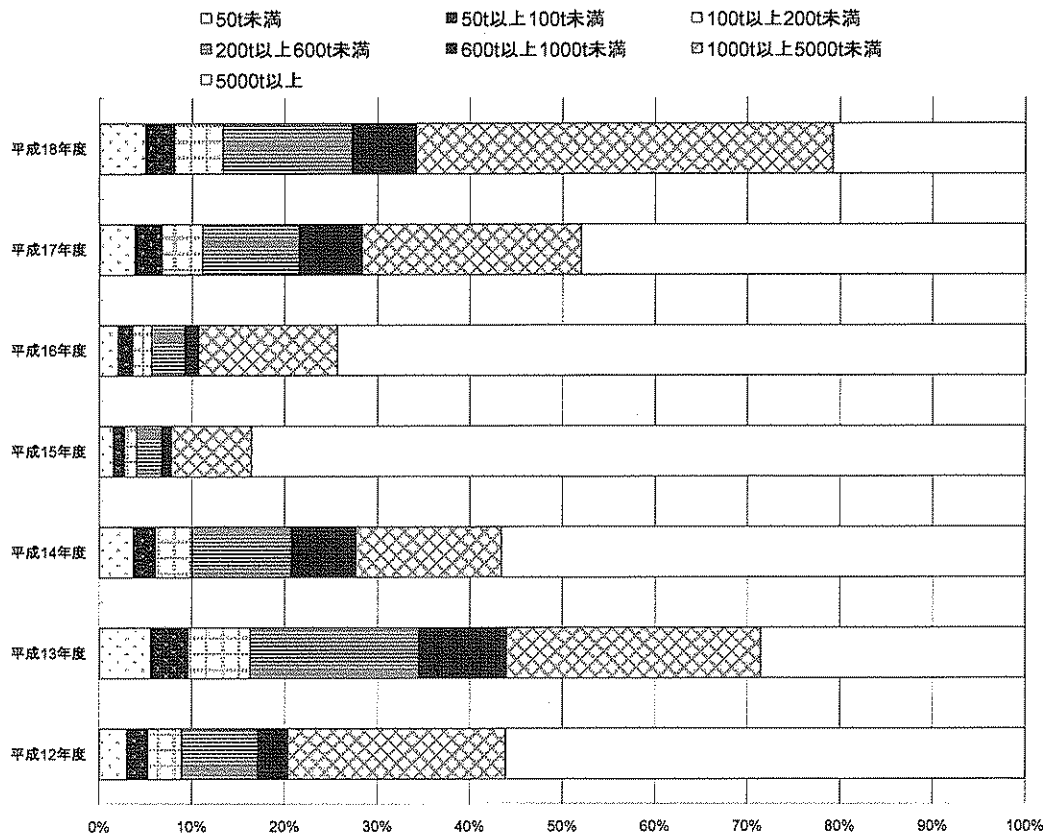


3. 規模別不法投棄量

投棄規模	平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度	
	投棄量(t)	割合(%)	投棄量(t)	割合(%)	投棄量(t)	割合(%)	投棄量(t)	割合(%)	投棄量(t)	割合(%)	投棄量(t)	割合(%)	投棄量(t)	割合(%)
50t未満	12,135	3.0	13,389	5.5	11,765	3.7	11,346	1.5	8,427	3.7	6,605	3.8	6,474	4.9
50t以上100t未満	8,887	2.2	9,708	4.0	7,427	2.3	8,653	1.2	6,377	2.3	5,021	2.9	4,116	3.1
100t以上200t未満	14,856	3.7	16,233	6.7	12,738	4.0	10,152	1.4	8,369	4.0	7,509	4.4	6,870	5.2
200t以上600t未満	33,138	8.2	44,018	18.2	33,994	10.7	20,151	2.7	14,779	10.7	17,878	10.4	18,240	13.9
600t以上1000t未満	13,001	3.2	22,846	9.5	22,019	6.9	7,672	1.0	5,976	6.9	11,701	6.8	9,061	6.9
1000t以上5000t未満	94,807	23.5	66,452	27.5	50,095	15.7	64,067	8.6	61,399	15.7	40,812	23.7	59,190	45.1
5000t以上	226,449	56.2	69,030	28.6	180,143	56.6	622,937	83.6	305,499	56.6	82,654	48.0	27,282	20.8
合 計	403,274	100.0	241,676	100.0	318,181	100.0	744,978	100.0	410,824	100.0	172,179	100.0	131,233	100.0

※ 投棄量は、四捨五入してあるため合算した値は合計値とは異なる。

規模別不法投棄量の推移



(参考 3) 平成 18 年度大規模事案の概要

1 宮崎県国富町

- 投棄量 5,500 トン
- 廃棄物の種類 木くず
- 投棄実行者 許可業者
- 行政処分 改善命令発出
- 支障の除去等の状況 撤去中
- 概 要

本事案は、許可業者が平成 14 年 10 月以降、林道整備や河川改修等に伴って生じた根株、伐採木等を産業廃棄物として受け入れ、中間処理（破碎）した「木くず」を借用地に投棄したものである。

県は、平成 19 年 2 月に改善命令を発出して、不適正処分された「木くず」の撤去及びこれを適正に処分することを指示しており、平成 19 年 11 月末現在の残存量は約 400 トンとなっている。

2 愛知県岡崎市

- 投棄量 5,781.8 トン
- 廃棄物の種類 汚泥
- 投棄実行者 許可業者
- 行政処分 なし
- 支障の除去等の状況 投棄者による自主撤去状況の信憑性を審査中
- 概 要

平成 18 年 8 月から 9 月にかけて、自動車部品製造事業者から汚染土壌工事を請け負った投棄者（愛知県知事の産業廃棄物処分業許可業者）は、当市内の現場から汚染土壌を除去した後、現状地盤面まで復旧する際、鉄鋼事業者から有害物質（金属）を含んだ産業廃棄物である汚泥の中間処理後産業廃棄物（許可された処理内容と異なり、生石灰の投与、造粒固化等の簡易な処理をした物）を「再生土」と称して投棄した。

当該事案が発覚した直後に行なった溶出試験では、土壤環境基準を超える物質はなかった。（地下水からは、ほう素、ふっ素及びテトラクロロエチレンが地下水環境基準値を超えて検出されたが、現場は自動車部品製造工場跡地であり、以前から同様の物質の地下水汚染があった。）また、その後に行なったボーリング調査でも土壤環境基準値を超えた物質は検出されなかった。

投棄された物は本年 5 月下旬から 11 月下旬にかけて投棄者により自主的に